

船舶事故調査報告書

平成28年8月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成27年12月4日 10時20分ごろ
発生場所	広島県尾道市土生港中央棧橋 土生港向浜防波堤灯台から真方位220° 1.3海里付近 (概位 北緯34° 17.0′ 東経133° 10.7′)
事故の概要	旅客船ニューうおしま2は、着棧操船中、また、屋形船菜月は、棧橋に係留中、両船が衝突した。 ニューうおしま2は、右舷船首部ブルワークに損傷を生じ、また、菜月は、右舷船尾部外板に凹損等を生じた。
事故調査の経過	平成27年12月7日、調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 旅客船 ニューうおしま2、52トン 140033、愛媛県越智郡上島町 B 屋形船 菜月、19トン 273-11510広島、しまなみ海運株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、六級（航海）
負傷者	なし
損傷	A 右舷船首部ブルワークに損傷 B 右舷船尾部外板に凹損等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 5、視界 良好 海象：波高 0.3～0.5m、潮汐 低潮時 広島県南部には、12月2日21時13分に強風及び波浪注意報が発表され、本事故時も継続中であった。
事故の経過	A船は、土生港において、B船の船尾方の係留予定地に向けて着棧操船中、船首部がB船の船尾部と並んだとき、西方からの突風を左舷側から受けて船首が風下に落とされたので、機関を後進にかけたが、A船の右舷船首部とB船の右舷船尾部とが衝突した。 B船は、無人で棧橋南端付近に左舷着けで係留中、A船と衝突した。
分析	A船は、土生港において、着棧操船中、西方からの突風を左舷側から受けたことから、船首が風下に落とされ、B船に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、土生港において、A船が、着棧操船中、西方からの突風を左舷側から受けたため、船首が風下に落とされ、B船と衝突したことにより発生したものと考えられる。

参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 強風下の着岸に際しては、事前に錨の使用なども含めて着岸の回避を検討すること。・ 岸壁に向けて圧流されるおそれのある場合は、フェンダなどの準備をすること。
-----------	---